

土浦市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年3月22日付け土浦市監査委員告示第4号で公表した令和3年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和6年6月6日

土浦市監査委員	市	原	和	弘
土浦市監査委員	寺	内	充	





土市活発第113号
令和6年5月30日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 寺内 充 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：市民活動課)



令和3年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果（指摘事項）	<確認した事実> 令和2年度に地区長連合会に交付した補助金の対象経費が明確ではなく、補助額が適正か判断できない。 <措置すべき内容> 令和2年度に地区長連合会に交付した補助金の実績報告書等の記録を監査したところ、補助金交付要項に事業の対象となる経費が明確にされておらず、補助額の確定が適正に行われているか判断できないものがあった。 実績報告書に記載された経費が補助すべきものなのか容易に判断できるようにするため、対象経費が明確になるよう補助金交付要項の見直しを検討されたい。
講じた措置の内容	指摘事項に対応するため、土浦市地区長連合会補助金交付要項を改正しました。 (令和5年3月31日告示第111号。令和5年4月1日から施行。) (1) 補助対象事業を4事業から2事業に整理しました。 改正前：ブロック会調査研修事業、茨城県自治連合会活動事業、地区長連合会運営事務事業、地区長連合会活動事業 改正後：地区長連合会運営事業、ブロック会調査研究事業 (2) 対象となる補助対象経費を明記しました。 ①地区長連合会運営事業 報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料並びに茨城県自治連合会活動事業負担金 ②ブロック会調査研究事業 報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料